

朝来市 住宅・建築物支援制度（補助金）一覧【令和7年度】

R7.4都市政策課

※住宅・建築物支援制度の主だったもの・都市政策課へ問い合わせのあるものを載せています。
これ以外の制度については、各担当課に問い合わせください（例：介護認定や障害をお持ちの方を対象とした住宅改修など）。

住宅リフォーム工事補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎672-2816
内容	市内の施工業者を利用して行う住宅改修工事に係る経費の一部を補助します。 ▶申請受付期間：令和7年5月12日（月）から（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）		
対象	自己が所有し、実際に住んでいる市内の住宅の改修工事 ※市のその他の住宅改修に関する補助金とは併用できません。 ※補助金の交付決定前に行われた工事は補助の対象外です。		
支給額など	20万円以上（税込）の補助対象工事にかかった費用の10%（上限10万円）		
店舗リニューアル工事補助金（市独自）※事業者向け		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎672-2816
内容	市内の施工業者を利用して行う店舗のリニューアル工事に係る経費の一部を補助します。 ▶申請受付期間：令和7年5月26日（月）から令和8年1月30日（金）まで		
対象	市内に存する事業の用に供する店舗の改修工事（市が指定する事業を行う者に限ります。）		
支給額など	20万円以上（税抜）の補助対象工事にかかった費用の30%（上限30万円）		
にぎわい創出補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先	経済振興課 ☎672-2816
内容・対象	市内の空き家、空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部を補助します。 （市が指定する事業を行う者に限ります。）		
支給額など	【1年目】出店に必要な内装外装工事費、備品購入費、広告宣伝費 補助金額：対象経費の1/2（上限80万円） ※若者（40歳未満）又は移住者に該当の場合は上限額が100万円（両方に該当の場合120万円） 【2、3年目】店舗等の賃借料又は購入費 補助金額：賃借料の1/2（月の上限5万円）※2年間の上限120万円 購入費：店舗等の購入費の1/2（2年間の上限120万円）		
人生いきいき住宅助成事業（市独自）		担当課 問い合わせ先	高年福祉課 ☎672-6124
内容	高齢者および障害をお持ちの人が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう、既存住宅の改造および増改築に係る費用を一部助成します。 （所得制限があります。予算の上限に達し次第、受付を終了します。）		
対象	【バリアフリー改修工事】段差解消、手すり取り付けほか ①特別型 次のいずれかの要件を満たす人が居住する世帯 ○要介護認定または要支援認定を受けている人 ○身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人 ②一般型 65歳以上で特別型の対象とならない人が居住する世帯 【断熱改修工事】窓の断熱改修 上記①または②に該当する世帯 ※助成の利用は原則1回限り。必ず工事前に申請が必要です。		
支給額など	【バリアフリー改修工事】 ①特別型 上限100万円（所得状況によって助成率が変動） ②一般型 2万円～15万円（工事費用に応じて助成額が変動） 【断熱改修工事】対象工事費の20%（上限5万円）		
結婚新生活支援補助金（国・県・市）		担当課 問い合わせ先	市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	若者の結婚に伴う新生活に要する費用（住居費・引越し費用）の一部を補助します。		

対象	▶対象者 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚した夫婦で、婚姻日において夫婦いずれの年齢も39歳以下であり、夫婦の合計所得金額が500万円未満の人 ▶対象経費 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、賃貸住宅費用（賃料および共益費1カ月分・敷金・礼金・仲介手数料）、引越費用（引越事業者または運送業者に支払った費用）のうち令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に夫婦が支払った費用	
支給額など	上限30万円 ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円	
あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【住宅取得補助】（市独自）		担当課 問い合わせ先 市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	住宅を取得し、12カ月以上居住した人に対して住宅取得費用の一部を補助します。	
対象	令和4年1月2日から令和7年1月1日までの間に住宅を取得し以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○住宅を取得した人もしくはその配偶者のいずれかが40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人 ※申請は固定資産税が課税された年度から3年度以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付	
支給額など	○基本補助 上限50万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限40万円） ○転入者加算 上限20万円 ○同居隣居近居加算 上限10万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限20万円） ○市内業者による新築加算 上限20万円（令和5年3月31日までに取得した人は上限10万円） ※合計で最大100万円（令和5年3月31日までに取得した人は合計で最大90万円）	
あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金 【家賃助成】（市独自）		担当課 問い合わせ先 市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	民間賃貸住宅を借り受け、12カ月以上居住した人に対して家賃の一部を補助します。	
対象	令和5年1月2日から令和7年1月1日までの間に賃貸住宅を借り受けた人で、以下のいずれかの要件に該当する人 ○転入者 ○居住の日において婚姻の届出の日から起算して2年以内の夫婦 ※申請は賃貸住宅に居住した日から起算して3年以内のみ可能 ※申請は毎年1月中のみ受付	
支給額など	○家賃月額5万円以上6万円未満の場合、当該家賃の額（令和5年3月31日までに借り受けた人は年額3万円） ○家賃月額6万円以上の場合、年額6万円	
空家活用促進事業補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先 市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	築10年以上空き家の改修を行う人に対して改修費用の一部を補助します。	
対象	①転入または婚姻などによる新世帯で、補助対象となる改修を行う人 ②40歳未満の人もしくはその配偶者が40歳未満の人または世帯内に義務教育終了前の子どもを有する人で、補助対象となる改修を行う人 ③上記の人に空き家を賃貸する所有者で、補助対象となる改修を行う人	
支給額など	○基本補助 上限70万円 ○転入者加算 上限20万円 ○市内事業者加算 上限10万円 ※合計で最大100万円	
空き家片付け支援補助金（市独自）		担当課 問い合わせ先 市民協働課あさご暮らし応援室 ☎672-1492
内容	空き家バンクに登録された空き家の家財道具処分などを行う場合の費用の一部を補助します。	
対象	空き家バンクに登録した空き家の家財処分などを当該空き家の売却または賃貸のために行う人	
支給額など	上限10万円	
不良住宅等除却支援事業（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127

内容・対象	事前調査の結果が不良住宅または準不良住宅と判定された空き家 ※準不良住宅と判定された場合は除却後の土地利用制限あり	
支給額など	補助対象費用の2/3（上限133万2千円）	
破損空家等除却支援事業（市独自）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	事前調査の結果が破損空家に該当すると判定された空き家	
支給額など	補助対象費用の1/5（上限40万円）	
簡易耐震診断推進事業（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象 耐震診断員が現地で所有者からヒアリングと各室の間取りなどを目視で調査	
支給額など	無料 ※戸建住宅以外は、申込者負担あり	
住宅耐震改修計画策定費補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し耐震改修工事を意図される人（個人所有に限る） 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の2/3（上限20万円） 共同住宅：補助対象費用の2/3（上限12万円/戸） マンション：補助対象費用の2/3（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の7/30の加算補助あり（上限：7万円）	
住宅耐震改修工事費補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限100万円） 共同住宅：補助対象費用の4/5（上限40万円/戸） マンション：補助対象費用の1/2（上限あり） ※戸建住宅の場合、補助対象費用の1/4の加算補助あり（上限30万円）	
耐震改修計画策定・改修工事費パッケージ型補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象 ※住宅耐震改修計画策定および住宅耐震改修工事を同じ業者に依頼される場合のみ対象	
支給額など	住宅耐震改修計画策定費補助および住宅耐震改修工事費補助の支給額をあわせたもの	
建替工事費補助（国・県・市）		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限100万円） 共同住宅：補助対象費用の4/5（上限40万円/戸） マンション：補助対象費用の1/2（上限あり） ※新築住宅が長期優良住宅であれば10万円の加算補助あり	
簡易耐震改修工事費補助(国・県・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：補助対象費用の4/5（上限50万円）	
屋根軽量化工事費補助(国・県・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民の人 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	

支給額など	戸建住宅：50万円 ※総額が50万円以上のものに限る。	
シェルター型工事費補助(国・県・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円以下の兵庫県民 昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象	
支給額など	戸建住宅：50万円 ※総額が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円	
景観形成事業補助金(国・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	市が指定した景観形成地区内(竹田、口銀谷、奥銀谷、太盛地区)にあり、修景行為のうち審査会の意見交換が終了した建築物	
支給額など	補助対象費用の2/3(上限200万円)	
古民家再生促進支援事業(国・市) ※別途県の補助制度あり		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	地域活性化のために10年間活用する用途の改修を行う特定の古民家。※県補助制度の対象となるものに限られ、建物調査および再生提案を行う必要があるなど、多数の条件あり。	
支給額など	補助対象経費の1/3(上限 最大で350万円) ※歴史的建築物は別補助額	
がけ地近接等危険住宅移転事業(国・県・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	災害危険区域や土砂災害特別警戒区域などの区域内に存する危険住宅が対象 危険住宅の移転にかかる経費を補助	
支給額など	除却等費の10/10(上限 国基準額) 建設助成費(利子相当額)の10/10(上限4,210千円) 建設・購入または改修費の10/10(上限2,000千円)	
住宅・建築物土砂災害対策改修事業(国・県・市)		担当課 問い合わせ先 都市政策課 ☎672-6127
内容・対象	土砂災害特別警戒区域内に存する住宅・建築物(ホテル・旅館)が対象 住宅・建築物(ホテル・旅館)に防護壁などを整備する費用を補助	
支給額など	住宅：補助対象費用の1/2(上限750千円、地形などにより必要と認める場合は1,500千円/戸) ホテルおよび旅館：補助対象費用の1/2(上限4,500千円/棟)	
浄化槽設置補助金(国・市)		担当課 問い合わせ先 クリーンセンター和田山事業所 ☎672-4500
内容・対象	市内に住所を有する人が、浄化槽で生活排水を処理する区域の住宅に設置される浄化槽	
支給額など	設置費用の一部を補助	
浄化槽維持管理補助金(市独自)		担当課 問い合わせ先 クリーンセンター和田山事業所 ☎672-4500
内容・対象	浄化槽設置補助金で整備され、適正に維持管理などがされている浄化槽	
支給額など	修繕(浄化槽本体)および維持管理費の一部を補助	
薪ストーブ等設置促進補助金(市独自)		担当課 問い合わせ先 農林振興課 ☎672-2774
内容	市産材の活用や森林整備のきっかけづくりおよびエネルギーの地産地消の推進を図るため薪ストーブなどの購入費用の一部を補助します。	
対象	薪ストーブまたは薪ボイラーを設置する人(新品に限る。排煙機能などの要件あり)	
支給額など	補助対象費用の1/2(上限50万円)	

本内容は、朝来市HP「住宅・建築物【全般】」に掲載しています。
<https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/20261.html>

